

(案)

陸上交通様式第1（日本産業規格A列4番）

R5仙交協第号
令和5年10月日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 仙台市交通政策推進協議会
住 所 仙台市青葉区国分町3-7-1
代表者氏名 吉田 樹

地域公共交通計画変更届出書

令和5年9月 日付け国総地第 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和5年10月1日

○ 変更内容

仙台都心循環線の追加
(別紙1、2、3、4、5、6、10、18、19)

○ 変更理由

・令和5年6月の地域公共交通計画認定申請後、宮城交通株式会社が運行する秋保（川崎）線が地域間幹線系統として令和5年9月に大臣認定され、仙台都心循環線への地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金活用に向けた補助対象地域間幹線バス系統との接続性要件が確保されたことで、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第16条第2項関連別表9（利便増進特例）の要件を全て満たしたことから、地域公共交通確保維持事業を活用し運行を維持する系統として、仙台都心循環線を当該計画に追加するもの。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和5年6月16日
(一部変更：令和5年10月〇日)
(名称) 仙台市交通政策推進協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、将来に向け、鉄道を最大限に活かすためにこれまで鉄道駅へのフィーダーバスの結節に加え、都心直行型のバスを主な移動手段とする地域におけるバス幹線軸の形成や、地域交通による移動手段の確保・充実など、過度に自家用車に依存しない質の高い公共交通を中心とした交通体系の実現に取り組んできた。

その一方で、人口減少や高齢化等が進む中、「公共交通カバー圏域の維持や公共交通によるアクセス利便性の確保」、「マイカーを持たない世代や高齢者等への移動手段の確保」などの課題があつたことから、質の高い公共交通を中心とした持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）」第五条に基づき、『仙台市地域公共交通計画（令和4年3月）』を策定した。

この仙台市地域公共交通計画では、路線バスの運行状況や沿線人口密度等を踏まえ、路線バスのネットワークについてエリア設定を行い、公共交通ネットワーク図として整理しているが、郊外等で人口が点在していること等から輸送需要の確保が課題と考えられるエリアを『みんなで育む多様な交通確保エリア』として位置付けており、このエリア内では、山村振興法第7条第1項に基づく振興山村地域や、路線廃止等により交通不便地域に指定されている地域などもある。

そのため、通勤・通学・通院・買い物等、日常生活に必要不可欠な目的のために、地域住民が主体となって試験的に地域の移動手段を確保している地区もあるが、令和5年4月より、青葉区新川地区の『ハツ森号』、太白区坪沼地区の『つぼぬま号』の本格運行が開始されることから、地域公共交通確保維持改善事業により、当該乗合タクシー（『ハツ森号』及び『つぼぬま号』）を維持することで、住民の生活交通手段を確保する必要がある。

また、仙台市地域公共交通計画において、公共交通の需要が一定程度見込まれ、都市の骨格となる鉄道及び比較的多数の人を効率的に輸送できる路線バスにより運行を維持するエリアを『みんなで支える路線バスエリア』として位置付けている。

都心エリアにおいては、都心での多様な活動や利便性を高めるため、公共交通等による都心の回遊性強化が必要であるため、都心回遊の促進及び旅行者等が移動しやすい環境整備に向け、令和5年4月より宮城交通（株）の『仙台都心循環線』の本格運行が開始されていることから、地域公共交通確保維持改善事業により、仙台都心循環線を維持することで、都心内における市民や来訪者の移動手段を確保する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

【つぼぬま号】

利用者数を674人以上（直近年度の実績655人）とする。

利用者満足度を90%以上（直近の実績100%）とする。

【ハツ森号】

利用者数を1970人以上（直近年度の実績1915人）とする。

利用者満足度を90%以上（直近の実績88.9%）とする。

【仙台都心循環線】

利用者数を31,564人以上（直近年度の実績29,460人）とする

（仙台市地域公共交通計画 P6-2 参照）

(2) 事業の効果

地域交通つぼぬま号及びハツ森号を維持することにより、新川地区と坪沼地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、地域間交通ネットワークと連携することで、外出促進や地域の活性化にもつながる。

仙台都心循環線を維持することにより、市民や来訪者の移動手段が確保されるとともに、仙台都心循環線と重複する路線の利用者が、仙台都心循環線へ転換することによる将来的な運行効率化が見込まれる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

地域交通つぼぬま号及びハツ森号を運営する地域組織における、普及啓発に係る利用促進策（運行計画の見直し、ポスター・リーフレットの作成等）への支援

（例）

- ・検討会を開催し、実績に応じた利用促進策を検討（地域組織・市）
- ・広報紙を活用したモビリティマネジメントの実施（市・地域組織）

仙台都心循環線の利用促進のために、都心来訪者や市民に向けたポスター掲示及びチラシ配布による周知広報の実施

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添「表1」のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る**路線地域交通**について、その運行に係る費用総額 ~~40,053,360~~^{14,133,360}円のうち、本市から**つぼぬま号及びハツ森号を運営する地域組織**への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

『つぼぬま号・ハツ森号』

- ・利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・満足度について、利用者アンケート（車内聞き取りやアンケート箱の設置による意見聴取）

『仙台都心循環線』

- ・利用者数について、トラフィックデータによる評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

別添「表5」のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和元年 6 月	協議会設立
～ 略 ～	
令和 3 年 6 月	地域公共交通計画等について協議
～ 略 ～	
令和 4 年 3 月	仙台市地域公共交通計画最終案について合意
～ 略 ～	
令和 4 年 11 月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画案等について協議 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
令和 5 年 3 月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画について合意 交通不便地域の申請について合意 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
令和 5 年 5 月	地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

本市では、仙台市交通政策推進協議会とは別に道路運送法施行規則に基づく地域公共交通会議を有しており、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項等を審議している。

また、地域住民が主体となった乗合タクシーについては、町内会や福祉団体等で組織する地域組織を設立のうえ運行にあたっているが、この地域組織において利用者等の意見を聞いた上で具体的な運行計画を検討しており、その後、地域組織から附議され地域公共交通会議において審議・承認がなされた運行計画の内容を本計画に記載している。

仙台都心循環線については、仙台市地域公共交通利便増進実施計画の個別事業として位置付ける際に、仙台市交通政策推進協議会において地域公共交通の利用者の代表等から意見聴取を行った上で合意がなされた事業内容を本計画に記載している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 仙台市青葉区二日町 12-34

(所 属) 都市整備局公共交通推進課

(氏 名) 吉田 誠

(電 話) 022-214-8353

(e-mail) tos009520@city.sendai.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	243	584			区域運行	②(2)	宮城交通停留所「生出中学校前」	①
	相互タクシー(株)	(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	293	2,526			区域運行	②(1)	JR仙山線「作並駅・愛子駅・陸前落合駅」	①
	宮城交通(株)	(3) 仙台都心循環線	仙台駅前	鏡町公園前 晩翠草堂前	仙台駅前	3.8km (循環線)	366	6,588	○		路線定期運行	①	仙台駅で補助対象地域間幹線系統宮城交通バス秋保(川崎)線と接続	①
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	240	580			区域運行	②(2)	宮城交通停留所「生出中学校前」	①
	相互タクシー(株)	(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	290	2,506			区域運行	②(1)	JR仙山線「作並駅・愛子駅・陸前落合駅」	①
	宮城交通(株)	(3) 仙台都心循環線	仙台駅前	鏡町公園前 晚翠草堂前	仙台駅前	3.8km (循環線)	365	6,570	○		路線定期運行	①	仙台駅で補助対象地域間幹線系統宮城交通バス秋保(川崎)線と接続	①
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	238	572			区域運行	②(2)	宮城交通停留所「生出中学校前」	①
	相互タクシー(株)	(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	288	2,480			区域運行	②(1)	JR仙山線「作並駅・愛子駅・陸前落合駅」	①
	宮城交通(株)	(3) 仙台都心循環線	仙台駅前	鏡町公園前 晩翠草堂前	仙台駅前	3.8km (循環線)	365	6,570	○		路線定期運行	①	仙台駅で補助対象地域間幹線系統宮城交通バス秋保(川崎)線と接続	①
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行経路



時刻表

<一部時間帯を除き、20分おきに運行します。>

仙台駅前 3番のりば	9:00	9:20	9:40	10:00	10:20	10:40	12:30	12:50	13:10
ハピナ名掛丁入口	9:03	9:23	9:43	10:03	10:23	10:43	12:33	12:53	13:13
本町二丁目	9:04	9:24	9:44	10:04	10:24	10:44	12:34	12:54	13:14
錦町公園前	9:08	9:28	9:48	10:08	10:28	10:48	12:38	12:58	13:18
定禅寺通市役所前	9:10	9:30	9:50	10:10	10:30	10:50	12:40	13:00	13:20
メディアテーク入口	9:12	9:32	9:52	10:12	10:32	10:52	12:42	13:02	13:22
東北公済病院・戦災復興記念館前	9:14	9:34	9:54	10:14	10:34	10:54	12:44	13:04	13:24
晩翠草堂前	9:16	9:36	9:56	10:16	10:36	10:56	12:46	13:06	13:26
青葉通一番町駅	9:17	9:37	9:57	10:17	10:37	10:57	12:47	13:07	13:27
あおば通駅	9:18	9:38	9:58	10:18	10:38	10:58	12:48	13:08	13:28
仙台駅前（降車場）	9:21	9:41	10:01	10:21	10:41	11:01	12:51	13:11	13:31

仙台駅前 3番のりば	13:30	13:50	14:10	16:00	16:20	16:40	17:00	17:20	17:40
ハピナ名掛丁入口	13:33	13:53	14:13	16:03	16:23	16:43	17:03	17:23	17:43
本町二丁目	13:34	13:54	14:14	16:04	16:24	16:44	17:04	17:24	17:44
錦町公園前	13:38	13:58	14:18	16:08	16:28	16:48	17:08	17:28	17:48
定禅寺通市役所前	13:40	14:00	14:20	16:10	16:30	16:50	17:10	17:30	17:50
メディアテーク入口	13:42	14:02	14:22	16:12	16:32	16:52	17:12	17:32	17:52
東北公済病院・戦災復興記念館前	13:44	14:04	14:24	16:14	16:34	16:54	17:14	17:34	17:54
晩翠草堂前	13:46	14:06	14:26	16:16	16:36	16:56	17:16	17:36	17:56
青葉通一番町駅	13:47	14:07	14:27	16:17	16:37	16:57	17:17	17:37	17:57
あおば通駅	13:48	14:08	14:28	16:18	16:38	16:58	17:18	17:38	17:58
仙台駅前（降車場）	13:51	14:11	14:31	16:21	16:41	17:01	17:21	17:41	18:01

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

(R6年度事業分)

市区町村名	仙台市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	92,239
交通不便地域等	50,234

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
49,863	新川地区	山村振興法第七条
371	坪沼地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
仙台市地域公共交通計画	令和4年3月	
仙台市地域公共交通利便増進実施計画	令和5年3月	令和6年度

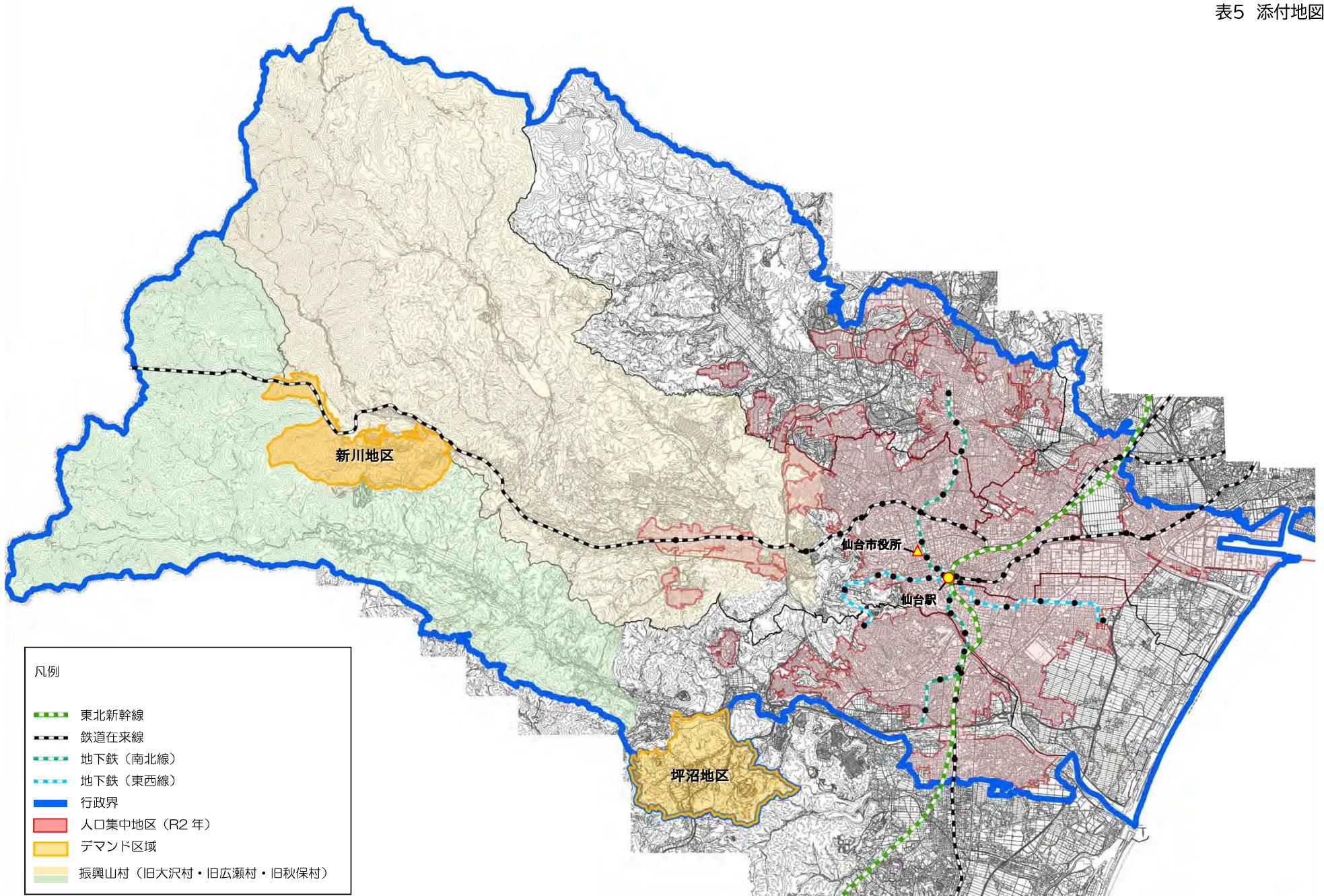
(1)記載要領

- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

- 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付地図



【R6年度】(3)仙台都心循環線

	日	月	火	水	木	金	土	
令和 5年	10月	1	2	3	4	5	6	
		8	9	10	11	12	13	
		15	16	17	18	19	20	
		22	23	24	25	26	27	
		29	30	31				
	11月			1	2	3	4	
		5	6	7	8	9	10	
		12	13	14	15	16	17	
		19	20	21	22	23	24	
		26	27	28	29	30		
令和 6年	12月					1	2	
		3	4	5	6	7	8	
		10	11	12	13	14	15	
		17	18	19	20	21	22	
		24	25	26	27	28	29	
		31						
	1月					4	5	
		1	2	3			6	
		7	8	9	10	11	12	
		14	15	16	17	18	19	
		21	22	23	24	25	26	
	2月					1	2	
		4	5	6	7	8	9	
		11	12	13	14	15	16	
		18	19	20	21	22	23	
		25	26	27	28	29		
	3月					1	2	
		3	4	5	6	7	8	
		10	11	12	13	14	15	
		17	18	19	20	21	22	
		24	25	26	27	28	29	
	4月					1	2	
		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	
		14	15	16	17	18	19	
		21	22	23	24	25	26	
	5月				1	2	3	
		5	6	7	8	9	10	
		12	13	14	15	16	17	
		19	20	21	22	23	24	
		26	27	28	29	30	31	
	6月					1		
		2	3	4	5	6	7	
		9	10	11	12	13	14	
		16	17	18	19	20	21	
		23	24	25	26	27	28	
	7月				1	2	3	
		7	8	9	10	11	12	
		14	15	16	17	18	19	
		21	22	23	24	25	26	
		28	29	30	31			
	8月				1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	
		11	12	13	14	15	16	
		18	19	20	21	22	23	
		25	26	27	28	29	30	
	9月				1	2	3	
		1	2	3	4	5	6	
		8	9	10	11	12	13	
		15	16	17	18	19	20	
		22	23	24	25	26	27	
		日	月	火	水	木	金	
平日・土日		51	44	50	49	51	49	
祝日		1	9	0	1	1	2	
年末年始等		1	0	2	2	0	1	

凡例	… 日曜
[白色]	… 平日(月～金)
[蓝色]	… 土曜
[粉色]	… 祝日
[绿色]	… 年末年始等

366(年間)

往路	(回／日)	平日					土	祝日	年末 年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
		月	火	水	木	金						
	(回／年)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	366	3294.0	
	(回／年)	459.0	396.0	450.0	441.0	459.0	441.0	450.0	135.0	63.0		
復路	(回／日)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	366	3294.0	
	(回／年)	459.0	396.0	450.0	441.0	459.0	441.0	450.0	135.0	63.0		
										366	6588.0	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

【R7年度】(3)仙台都心循環線

	日	月	火	水	木	金	土	
令和 6年	10月			1	2	3	4	5
		6	7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	18	19
		20	21	22	23	24	25	26
		27	28	29	30	31		
	11月					1	2	
令和 7年	12月	3	4	5	6	7	8	9
		10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23
		24	25	26	27	28	29	30
		29	30	31				
	1月			1	2	3	4	
令和 7年	2月	5	6	7	8	9	10	11
		12	13	14	15	16	17	18
		19	20	21	22	23	24	25
		26	27	28	29	30	31	
							1	
	3月	2	3	4	5	6	7	8
令和 7年	4月	9	10	11	12	13	14	15
		16	17	18	19	20	21	22
		23	24	25	26	27	28	29
		30	31					
				1	2	3	4	5
	5月	6	7	8	9	10	11	12
令和 7年	6月	13	14	15	16	17	18	19
		20	21	22	23	24	25	26
		27	28	29	30			
		1	2	3	4	5	6	7
	7月	8	9	10	11	12	13	14
令和 7年	8月	15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28
		29	30					
		1	2	3	4	5	6	7
	9月	3	4	5	6	7	8	9
往路	平日・土日	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23
		24	25	26	27	28	29	30
	祝日	1	2	3	4	5	6	7
復路	年末年始等	7	8	9	10	11	12	13
		14	15	16	17	18	19	20
		21	22	23	24	25	26	27
	年末年始等	28	29	30				

凡例	日曜
□	平日(月～金)
■	土曜
■■	祝日
■■■	年末年始等

365(年間)

△	日	平日					土	祝日	年末 年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
		月	火	水	木	金						
往路	(回／日)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	365	3285.0	
	(回／年)	432.0	387.0	432.0	450.0	441.0	450.0	450.0	162.0	81.0		
復路	(回／日)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	365	3285.0	
	(回／年)	432.0	387.0	432.0	450.0	441.0	450.0	450.0	162.0	81.0		
		1	1	1	2	2	2	2	0	365	6570.0	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

【R8年度】(3)仙台都心循環線

	日	月	火	水	木	金	土	
令和 7年	10月			1	2	3	4	
		5	6	7	8	9	10	11
		12	13	14	15	16	17	18
		19	20	21	22	23	24	25
		26	27	28	29	30	31	
	11月						1	
		2	3	4	5	6	7	8
		9	10	11	12	13	14	15
		16	17	18	19	20	21	22
		23	24	25	26	27	28	29
12月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31				
令和 8年	1月				1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17
		18	19	20	21	22	23	24
		25	26	27	28	29	30	31
	2月		1	2	3	4	5	6
		8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28
	3月		1	2	3	4	5	6
		8	9	10	11	12	13	14
15		16	17	18	19	20	21	
22		23	24	25	26	27	28	
29		30	31					
4月			1	2	3	4		
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30			
5月					1	2		
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
6月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30					
7月			1	2	3	4		
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31		
8月					1			
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
9月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30				
	日	月	火	水	木	金	土	
平日・土日	43	43	48	48	50	49	50	
祝日	2	8	3	4	0	1	0	
年末年始等	1	1	1	1	2	2	10	

365(年間)

△	日	平日					土	祝日	年末 年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
		月	火	水	木	金						
往路	(回／日)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	365	3285.0	
	(回／年)	441.0	387.0	432.0	432.0	450.0	441.0	450.0	162.0	90.0		
復路	(回／日)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	365	3285.0	
	(回／年)	441.0	387.0	432.0	432.0	450.0	441.0	450.0	162.0	90.0		

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路・復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

凡例		… 日曜
		… 平日(月～金)
		… 土曜
		… 祝日
		… 年末年始等